

長崎県キャリア形成卒前支援プラン

第 1 目的

このプランは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号の規定及びキャリア形成プログラム運用指針（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号）に基づく計画であり、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的に定める。

第 2 プランの内容

1 適用対象者

このプランの適用対象者は、次に掲げる医学生とする。

- (1) 長崎県医学修学資金等貸与条例（昭和 47 年長崎県条例第 15 号）に基づき貸与を受けている者
- (2) 自治医科大学医学部修学資金貸与規程（昭和 47 年 4 月 1 日制定）に基づき貸与を受けている者
- (3) その他プランの適用を希望する者

2 対象期間

対象期間は、入学時又は長崎県キャリア形成プログラムへの適用の同意を得た時から卒業時までとする。

3 卒前支援プロジェクト

このプランにおける適用対象者へ提供する卒前支援プロジェクトは、次のとおりとする。

(1) 夏季ワークショップ

離島等の地域医療に対する認識を深めることを目的として、夏季休業の期間を利用して実施。

- ・対象期間：1～5 年生のうち指定する学年
- ・開催回数：年 1 回
- ・開催方法：7～9 月の間に原則、1～3 年生は 1 泊 2 日、4・5 年生については 2 泊 3 日の日程で実施
- ・主な研修内容：講師からの講義

先輩医師からの講演
先輩医師との意見交換
地元病院・診療所等見学
地元住民との意見交換会
テーマ別ワークショップ

(2) 冬季ワークショップ

離島等での勤務における不安を払拭すること等を目的として、冬季休業の期間を利用して実施。

- ・対象者：１～５年生
- ・開催回数：年１回
- ・開催方法：１～３月の間に原則、１日の日程で実施
- ・主な研修内容：講師からの講義
先輩医師からの講演
先輩医師との意見交換
テーマ別ワークショップ

(3) 学年別ワークショップ

学年ごとの交流を深めるとともに、及び学年ごとに離島等での地域医療における意識を涵養すること等を目的として実施。

- ・対象者：１～５年生
- ・開催回数：各学年２回
- ・開催方法：１回１時間程度実施
- ・主な研修内容：学年ごとの意見交換
講師からの講義

(4) 病院見学

離島等での勤務に対するミスマッチ防止等を目的として、将来勤務する離島病院等の見学を実施。

- ・対象学生：３～６年生
- ・開催回数：原則、年１人１回
- ・開催方法：個人ごとに見学病院と調整し決定

(5) 面談

将来のキャリアへの支援や離島等での勤務における疑問や不安の払拭等を目的として実施

- ・対象学生：１～６年生
- ・開催回数：年１回程度実施
- ・開催方法：原則、個別に実施
- ・主な内容：県及びキャリアコーディネーターとの面談

(6) その他必要と認められるもの

4 プランの充実等

県は、プランの更なる充実に向けて、プランの適用対象者の意見を参考に、卒前支援プロジェクトの拡充等や大学の地域医療に関するカリキュラムとの連携した取組みの実施等に努めるものとする。

第3 プランの手続き

1 プランの適用の同意

このプラン適用対象者は、プランの適用について「長崎県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書」（様式１）を知事に提出するものとする。

2 プランの休止

やむを得ない事由によりこのプランの適用を続けることが困難と認められる場合は、プランの適用を休止することを可能とする。

ただし、休止中であっても、卒業後はキャリア形成プログラムが適用される。

(様式 1)

年 月 日

長崎県知事 様

長崎県キャリア形成卒前支援プラン適用同意書

氏 名 印

大学名

私は、長崎県キャリア形成卒前支援プラン（長崎県が策定した医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号の規定及びキャリア形成プログラム運用指針（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号）に基づく計画）に同意し、当該プランに定められた卒前支援プロジェクトの履行に真摯に取り組めます。

※ 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。